平成２９年（フ）第２５５号
千葉県我孫子市柴崎台１丁目12番17号（102号）　サンハイツＣ号館
債務者　三村　重夫
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２８０号
宮城県多賀城市大代５丁目９番26号　コーポニューシティＢ棟203
債務者　宮澤　亜紀
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１０号
福島県相馬市原釜字大津14番地
債務者　金子　則宏
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２９年（フ）第３１７号
神戸市中央区割塚通２丁目３番５号　永光ビルディング割塚301号
債務者　書肆スウィートヒアアフターこと　宮崎　勝歓
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４０号
兵庫県尼崎市東園田町３丁目73番地の47、前住所兵庫県尼崎市富松町２丁目29番８号
債務者　木天　真澄
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３５号
北海道小樽市新光２丁目７番112号　新光Ｃ住宅１号棟、前住所北海道小樽市末広町３番17号　平山アパート１Ｆ
債務者　髙橋　幸子
1　決定年月日時　平成29年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第４５号
北海道小樽市東雲町６番34号　オリーブ24　210号室、前住所北海道小樽市銭函３丁目186番地19
債務者　小林　恒雄
1　決定年月日時　平成29年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第４８号
茨城県龍ケ崎市泉町878番地３
債務者　斉藤　淳一
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第５０号
茨城県龍ケ崎市松葉４－２－２佐藤方、住民票上の住所茨城県稲敷市椎塚123番地31
債務者　草彅　智秋
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第５１号
茨城県取手市白山５丁目13番５－101号
債務者　山﨑　　誠
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第６３号
長野県木曽郡木曽町三岳9847番地
債務者　川戸洞初見
1　決定年月日時　平成29年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第１８号
静岡県下田市武ガ浜５番14号　三和荘202
債務者　宮田　重明（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成29年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２９年（フ）第９１号
三重県津市船頭町津興3386番地20
債務者　田中　陽子
1　決定年月日時　平成29年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１９号
三重県四日市市青葉町800番地50
債務者　森　　浩史
1　決定年月日時　平成29年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第２０号
三重県四日市市西松本町25番18号　ＶＩＰ－ＩＮ太平洋サウスヒルズ308、前住所三重県四日市市小生町229番地232
債務者　森　　清彦
1　決定年月日時　平成29年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第５４号
三重県いなべ市北勢町麻生田1525番地　医療法人北勢病院、住民票上の住所三重県四日市市下海老町627番地
債務者　高木　健治
1　決定年月日時　平成29年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
津地方裁判所四日市支部破産係